

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月3日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区中洲5丁目4番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 募集金額は、本訂正届出書提出日現在の見込額を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項に一部訂正及び補足すべき事項がありましたので、これらを訂正及び補足するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

(注)2

(注)4

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(注)1

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

3 発行条件に関する事項

5 第三者割当後の大株主の状況

(5) E種優先株式

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

(注)2 本有価証券届出書に記載のE種優先株式の発行数8,000,000株は、平成29年2月10日(金)開催の取締役会において決議されたE種優先株式の発行数の上限です。E種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりませんので、割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注)2 本有価証券届出書に記載のE種優先株式の発行数8,000,000株は、平成29年2月10日(金)開催の取締役会において決議されたE種優先株式の発行数の上限です。E種優先株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うため、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりませんので、割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。
割当予定先は平成29年3月28日に決定する予定です。

<後略>

(訂正前)

(注)4 E種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) E種優先配当金

E種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「E種優先配当金」という。)の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(訂正後)

(注)4 E種優先株式の内容は以下の通りです。

(1) E種優先配当金

E種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「E種優先配当金」という。)の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

配当年率は平成29年3月10日に開催予定の当行取締役会にて決定する予定です。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

<前略>

（注）1 払込金額の総額は、本件第三者割当によりE種優先株式に係る募集株式数の上限である8,000,000株が発行された場合の額であり、払込金額の総額は本臨時株主総会（平成29年4月11日開催予定）までに最終的に決定される予定です。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）1 払込金額の総額は、本件第三者割当によりE種優先株式に係る募集株式数の上限である8,000,000株が発行された場合の額であり、払込金額の総額は平成29年3月28日に最終的に決定する予定です。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

（訂正前）

本件第三者割当においては、当行のA種優先株主のほか、当行の地元の取引先等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当行は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、割当予定先及び各割当予定先の割当株式数については、本有価証券届出書の提出日時点では未定となっております。

今後、割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

（訂正後）

本件第三者割当においては、当行のA種優先株主のほか、当行の地元の取引先等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当行は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、割当予定先及び各割当予定先の割当株式数については、本有価証券届出書の提出日時点では未定となっております。

今後、当行による依頼及び割当予定先との間の交渉等を経て、割当予定先は平成29年3月28日に決定する予定です。

割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

3【発行条件に関する事項】

（訂正前）

当行は、E種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「独立算定機関」といいます。）にE種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。本臨時株主総会の招集に先立って行う予定のE種優先株式の優先配当金の額の決定に際して、独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施し、E種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を当行に提出する予定です。

当行は、E種優先株式の優先配当金の額の決定にあたってはE種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるE種優先株式の理論的価値評価に加えて、割当予定先との交渉結果、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上決定する予定です。さらに、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

（訂正後）

当行は、E種優先株式の発行条件に関して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「独立算定機関」といいます。）にE種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。本臨時株主総会の招集に先立って行う予定のE種優先株式の優先配当金の額の決定に際して、独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施し、E種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を当行に提出する予定です。

当行は、E種優先株式の優先配当金の額の決定にあたってはE種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるE種優先株式の理論的価値評価に加えて、割当予定先との交渉結果、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、平成29年3月10日に開催予定の当行取締役会にて決定する予定です。さらに、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

5【第三者割当後の大株主の状況】

（訂正前）

(5) E種優先株式

割当予定先及び割当予定先の割当株式数が現時点では未定のため記載しておりません。割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。

なお、E種優先株式は株主総会における議決権がありません。

（訂正後）

(5) E種優先株式

割当予定先及び割当予定先の割当株式数が現時点では未定のため記載しておりません。割当予定先が決定次第、本有価証券届出書の訂正届出書を提出いたします。割当予定先は平成29年3月28日に決定する予定です。

なお、E種優先株式は株主総会における議決権がありません。